

参 考 資 料

平成29年3月10日

金融庁

未公表の企業情報の伝達が問題となった近年の事例

- 2015年12月に行政処分を受けた例（B証券会社）
 - 東証1部上場会社A社は、2014年12月頃、公表前の四半期の業績に関する情報を、公表前にB証券会社のアナリストに伝達。当該アナリストがB証券会社の営業員に上記情報を伝えたことにより、B証券会社は公表前の上記情報を顧客に伝えてA社株式の売買を勧誘。
- 2016年4月に行政処分を受けた例（D証券会社）
 - 東証1部上場会社C社は、2015年9月、公表前の半期の連結業績予想（営業利益）に関する情報を、公表前にD証券会社のアナリストに伝達。当該アナリストが上記情報をD証券会社の営業員に伝えたことにより、D証券会社は公表前の上記情報を顧客に伝えてC社の株式の買付けを勧誘。
 - 東証1部上場会社であるE社ほか少なくとも3社において、2015年9月～10月、公表前の業績に関する情報をD証券会社のアナリストに伝達。当該アナリストは、上記情報をアナリストレポートに記載するなどにより、複数の顧客に当該情報を提供。